

保存版

京都市立白河総合支援学校
校長 中村一郎

「土砂災害警戒のための避難指示」等、発令時の取り扱いについて

日ごろは本校の教育にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、線状降水帯や記録的短時間大雨情報など、激しい降雨により、白河総合支援学校のある岡崎学区に影響がある恐れがあります。本校におきましては、京都市に土砂災害警戒のための「避難指示」や「緊急安全確保」(以降、「避難指示」等)が発令され、「岡崎学区」等、本校がその範囲に含まれる場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1. 避難指示等、発令時の対応について

● 「避難指示」等が登校前に発令された場合

1. 「避難指示」等が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機してください。
2. 「避難指示」等が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - (1) 午前7時までに解除された場合 通常の授業
 - (2) 午前9時までに解除された場合 3校時より始業
※50分授業の時は10時45分始業
45分授業の時は10時35分始業
※午前中授業の場合は、臨時休業
 - (3) 午前11時までに解除された場合 5校時より始業
※50分授業の時は13時15分始業
45分授業の時は12時55分始業
※午前中授業の場合は、臨時休業
 - (4) 午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

● 「避難指示」等が在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学経路の状況、家庭状況などに十分配慮し、
帰宅するかどうかを決定します。帰宅後は、すぐに学校に電話をしてください。

(白河総合支援学校 電話 075-771-5510)

《注意》

※「実習中の場合について」の注意事項を裏面に載せておりますのでご確認ください。

● 実習中の場合について

実習先の地域に「避難指示」等が発令されている場合、以下の対応となります

1. **自宅出発までに「避難指示」等が発令されている場合・・・実習は中止**
 - ・実習先と学校に「避難指示」等が発令されましたので本日は欠勤させていただきます」と連絡を入れてください。
 - ・それ以降に「避難指示」等が解除されても、その日の実習は実施しません。
2. **出勤中や実習中に「避難指示」等が発令された場合・・・実習は中止**
 - ・実習先には学校から「避難指示」等が発令されましたので本日は退勤させていただきます」と連絡しますので、実習先の指示に従い帰宅してください。
 - ・途中で避難指示等が解除された場合も実習は中止で自宅待機です
 - ・保護者の方も学校からの連絡を受けられるようにお願いします。
 - ・帰宅後は、すぐに学校へ帰宅連絡をしてください。

(白河総合支援学校 電話 075-771-5510)